

第一六四回

参第二一号

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

「精神病院」を「精神科病院」に改める。

第十九条の七の見出しを「(都道府県立精神科病院)」に改める。

(覚せい剤取締法等の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

一 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第三条第一項第二号

二 精神保健福祉土法(平成九年法律第三百十一号)第二条

三 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)別表十七の項

四 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第八十九条第四項

(警察官職務執行法の一部改正)

第三条 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「且つ」を「かつ」に、「とりあえず」を「取りあえず」に改め、「、精神病者収容施設」を削り、同項第一号中「でい酔」を「泥酔」に、「虞」を「おそれ」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

## 理 由

精神科医療機関に対する国民の正しい理解を深めるとともに、精神科を受診しやすい環境の醸成に資するため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等における「精神病院」という用語を「精神科病院」という用語に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。